



## 随意契約理由書

### 1 案件名称

中浜流注場受入槽・貯留槽の清掃業務委託

### 2 契約相手方

大阪府衛生管理協同組合

### 3 随意契約理由書

- (1) 同協同組合は、中小企業等協同組合法に基づく法人格を有する事業主体であり、大阪府下の組合員の行うし尿浄化槽の清掃及び維持管理等の協同受注や組合員の行うし尿くみ取りの受注のあっせんを行う等、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な協同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、その経済的地位の向上を図ることを目的として設立されたもので、大阪市が許可しているし尿等の収集運搬業許可業者（28社）は、全て同協同組合の組合員である。
- (2) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の目的（第1条）「下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、・・・その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とする。」の主旨に基づき、市町村は、下水道の普及進捗等に伴い、し尿収集対象家屋が年々減少している実態に即して、地域によるし尿収集対象家屋数の差から生じる業者負担を軽減するためにも、一括して適正な処理が出来るようにする必要がある。
- (3) 10t吸引車を所有していない許可業者も多いため、複数業者の車両を調整して、一括業務とすることが可能である。

以上の理由により、中浜流注場受入槽・貯留槽清掃業務委託について、随意契約とする。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

環境局事業部事業管理課（電話番号 06-6630-3238）

# 随意契約理由書

1 案件名称

中浜流注場 浄化槽汚泥破砕ポンプ・し尿破砕ポンプ整備工事

2 契約相手方

ハスクバーナ・ゼノア株式会社

3 随意契約理由

本整備工事は中浜流注場に設置の浄化槽汚泥破砕ポンプ並びに、し尿破砕ポンプの経年劣化による性能低下により分解整備するものである。当該破砕ポンプは、ハスクバーナ・ゼノア株式会社が設計・製造をしたものである。

整備工事に関しては単なる部品交換でなく、ポンプ内の破砕刃部の隙間調整等が必要でこの良否により後段の処理能力に影響を及ぼすなど、破砕ポンプの有する特性を理論的・経験的に十分把握した上で行う必要がある。

このような条件を満たすためには本破砕ポンプを設計・製造した会社以外では本整備工事に対して技術面の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から、既設設備等に著しい支障が生ずる可能性があること、また整備後の性能に対して保障することができないことから、本整備工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者はハスクバーナ・ゼノア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 (電話 06-6630-3374)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

南港管路輸送施設ごみ空気輸送管調査業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 ビルド

### 3 随意契約理由

本業務は、昭和 52 年 11 月に新たなごみの収集システムとして南港ポートタウン地区で導入された、ごみ空気輸送システムの埋設輸送管が長年の使用により摩耗、腐食及び変形などによる損傷が著しく、突発的な故障やその補修作業で運転停止が頻発し市民生活に支障を来しているため、輸送管の現状を的確に把握することにより計画的な整備計画などの策定に活用するものである。

本業務は、地下に埋設された輸送管内を連続的に調査や撮影などを適宜判断しながら行う必要があり、非常に特殊性を有する業務である。また、調査作業においては、ごみ収集の性質上、長期の停止が行えず時間的制約があること、かつ安全に作業を行うためには、南港管路輸送施設（管路センター設備、管路施設などの運転及び維持管理）と密接に連絡調整を行う必要があり、施設全般にわたって、熟知していることが必要不可欠となる。

以上のことから、当初、共同企業体とともに下請業者として管路輸送施設の設置を行い、後年、共同企業体から保守管理委嘱を受け、補修作業の実績及び過去に同種の調査業務実績がある上記業者に随意契約を行うものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号

### 5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3361)  
建設企画課 (電話番号 06-6630-3381)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

もと港工場煙突除染解体撤去工事監理業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社協和設計事務所

### 3 随意契約理由

本事業の目的は、もと港工場煙突除染解体撤去工事の工事監理を行うものである。

廃棄物焼却処理施設の解体に係る作業は「労働安全衛生規則」に基づき、汚染物除去作業と解体撤去作業の二つの作業で構成される。特に汚染物除去作業はダイオキシン類を周辺に飛散させないための重要な作業である。また、作業員の健康管理にも配慮する必要がある、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づく作業や安全衛生上の指導の実施も求められる。

もと港工場の煙突解体撤去工事实施設計は株式会社協和設計事務所において、高さ 80m の鉄筋コンクリート製の煙突を既存建物が残る狭小空間で解体する極めて困難な工事の設計を完成させた。

また、ダイオキシン類を飛散させないことが重要であることから、施工計画の確認、除染状況の把握、周辺環境測定を行いながら、市民の安全安心を確保することも求められる。

このような条件を満たすためには、設計段階から煙突の状態や汚染状況を把握し、これらを反映させた設計図書を作成した株式会社協和設計事務所であれば、一貫した責任を持たせることができない。

以上のことから、地方自治法施行令第 167 号の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）を適用し、随意契約をするものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課（電話番号 06-6630-3368）